

# 令和7年度未来応援ネットワーク事業による支援について

## 1. 事業の内容

「こどもの未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等に支援金の交付を行うことで、運営基盤の強化・掘り起こしを行うとともに、新たな社会課題や支援ニーズに対応するため、社会全体でこどもの貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行う。

## 2. 対象団体

- ① NPO法人（特定非営利活動法人）
- ② 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- ③ 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）
- ④ 社会福祉法人
- ⑤ 医療法人
- ⑥ 学校法人
- ⑦ その他ボランティア団体や町内会など、非営利かつ公益に資する活動を行う任意団体等（次の要件を満たすこと）
  - ・ 理事（団体の代表者を含む）を2人以上置いていること（理事が1人の場合は、理事に事故があるとき又は理事が欠けたときにその職務を代行する者を定めておくこと）

## 3. 募集期間

令和6年7月31日（水）～9月17日（火）

# 基金による支援対象事業等について

対象事業	期待する効果の例	審査の視点	支援対象経費等
ア. 様々な学びの支援	進学率の向上や 退学率の低減等	<b>①計画性</b> 目的に沿った目標の達成に向けた計画が立てられているか  <b>②連携</b> 地域における多様な関係者と連携する工夫があるか（事業Bは記載しやすくするために配慮）  <b>③広報</b> 積極的な広報、情報発信の工夫があるか（事業Aは戦略的な広報であるかも加味）  <b>④継続性</b> 基金による支援後の見通しがあるか	<b>事業A</b>  新規又は拡充事業について活動を支援し、団体の運営基盤の強化を図る事業。  支援額：100万円超 ～300万円以下  ※事業Bとの同時申請は不可。
イ. 居場所の提供・相談支援	社会的孤立の解消等		<b>事業B（少額支援枠）</b>  小規模での活動を行う団体に対する支援。  支援額：100万円以下  ※立上げ支援を強化するため、設立年月日から満5年以内の団体については、優遇審査する。
ウ. 衣食住など生活の支援	栄養ある食事の確保 や正しい生活習慣の習得等		<b>【事業A・B共通】</b> ※過去に3回採択されたことがある団体でも応募できることとするが、事業審査委員会での審査のもと、3回採択されたことがない団体を優先的に採択する。
エ. 児童又はその保護者の就労の支援	就労率の向上や安定した収入の確保等		※キ. その他、貧困の連鎖の解消につながる事業や、こどもの貧困の背景に存在する様々な社会的要因の解消にも資する事業も対象事業となる。
オ. 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援	児童養護施設退所者の生活基盤の確立、里親委託率の向上等		
カ. 新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業（若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など）	若年妊婦、ヤングケアラー、若年など、様々な対象者への支援の拡充		

# R6 → R7 の変更点について

	R6	R7	考え方
事業Aの金額	300万以下	100万超～ 300万以下	・事業AとBの基準を単純化し、応募者にとっての「分かりやすさ」を強化しつつ、真に必要な金額の支援を行うことを可能とするため。
事業Bの金額	30万円 又は 100万円	100万以下	・R6では設立5年以内の新規団体による立上げ支援の位置づけであったが、R7では小規模団体支援に見直した。ただし、新規団体への配慮として、審査時に加点を行う。
支援回数	3回まで	原則3回まで (4回以上も可)	・応募団体の質の維持と応募可能団体数の減少を防ぎつつ、優良な取組については、引き続き支援を行うことができるようにするため。